住民監査請求の却下

【内容】

平成 26 年 3 月 13 日に提出された住民監査請求については、監査委員による要件審査の結果、下記の理由により受理できない（却下）との結論を得ましたので、本日付で請求人宛に通知しました。

記

地方自治法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、当該行為によって当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求で請求人は、ふれあい・いきいきサロン運営事業に関して、①サロン活動に伴う拠出金は対象者である 133,000 人が公平に活用できる金銭であり、サロン会員 8,301 人（6%）、活動援助員 1,835 人（1.4%）に支給されたが、サロン会員への支給額は支給総額の 6%が妥当であり、支給総額の 94%のうち想定責任寄与率 1%に相当する金額。②A サロンに支給された運営補助金のうち、12 件が不適当な活動内容であり、支給額のうち責任寄与率 30%に相当する額。③B サロンは、実施要領に定める最高開催回数年間 104 回をオーバーする 260 回の活動報告により運営費等が支給されていることから、差額のうち責任寄与率 30%に相当する額の合計金額 135 万円を介護保険課長が松山市に返納することを求めています。

住民監査請求においては、措置を求める内容について「各行為等を他の行為と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。」（最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決）とされていますが、請求人の主張する、ふれあい・いきいきサロン運営事業のあり方や損害額の算定根拠等については、請求人の主観的見解、考え方を述べたものであり、添付されている事実証明書についても、措置を求めている各行為の違法性・不当性を個別的・具体的に摘示しているものとは認められませんでした。

請求人も述べているように、本件請求は平成 23 年 3 月 22 日付けで提出された監査請求の内容と同趣旨の主張に基づくものであり、当該請求については慎重な審査の結果、監査委員の合議により、請求人の主張には理由がないとの判断が行われているものです。

したがいまして、監査委員としては再度監査を実施する必要を認めませんでしたので、本件請求は、地方自治法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。